

取扱者

住所
氏名
連絡先

農地転用後の事業計画変更通知書

令和 年 月 日

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
理事長 あて

譲渡者 住所
(貸渡者)
(申請者) 氏名

印

譲受者 住所
(借受者) 氏名

印

下記の土地において令和 年 月 日付け、岐阜県指令可農林第 号により農地法第 条の規定による転用許可を受けましたが、下記のとおり事業計画を変更したいので、地区除外処理規程第2条に基づきあらかじめ通知します。

記

1. 土地 美濃加茂市 町

| 大字(丁目) | 字 | 地番 | 台帳地目 | 現況地目 | 面積 m ² | 転用目的 | 備考 |
|--------|---|----|------|------|----------------------|------|----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

2. 添付書類 地区除外申請書、管理に関する協定書、位置図、字絵図、その他(別紙のとおり)

3. 転用事由の詳細

4. 農業委員会に転用許可申請を提出しようとする日 令和 年 月 日

5. 工(管理)区意見 令和 年 月 日

_____分 区 長

印

_____工(管理)区長

印

管理等に関する協定書

農地転用等の通知に係る下記の土地について、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区（以下「甲」という）と転用組合員並びに転用事業者（以下「乙」という）及び美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 工（管理）区（以下「丙」という）との間において次のとおり協定を締結するものとする。

記

転用申請に係る土地 美濃加茂市 町

| 大字(丁目) | 字 | 地番 | 台帳地目 | 面積 m ² | 転用目的 |
|--------|---|----|------|-------------------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

1. 乙は上記土地内に、給水栓又は給水管その他の土地改良施設がある場合には、甲、丙及び隣地所有者との協議のうえこれらの施設を撤去又は移設するものとする。
2. 乙は上記1について転用許可後、造成その他の工事施工時に実施するものとし、施設の撤去完了届（移設＝改築の場合は改築申請）を甲に提出するものとする。
3. 乙は、工事施工に伴い道路・水路を含む土地改良施設をき損した場合には、すみやかに原形に復するものとする。
4. 前3項の場合及びその他土地改良施設の保全について必要があると認められる場合において、甲は乙に対し地区除外等処理規程第3条の規定により、文書をもって指示をし、乙は甲に対し確約書を提出するものとする。
5. その他、特に必要がある場合には、甲乙丙三者の間において協議するものとする。

上記協定の証として、文書3通を作成し甲乙丙それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 理事長 (印)

乙 譲渡者 住所 (貸渡者) (申請者) 氏名 (印)

譲受者 住所 (借受者) 氏名 (印)

丙 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 工（管理）区 分区長 (印)

工（管理）区長 (印)

管理等に関する協定書

農地転用等の通知に係る下記の土地について、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区（以下「甲」という）と転用組合員並びに転用事業者（以下「乙」という）及び美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 工（管理）区（以下「丙」という）との間において次のとおり協定を締結するものとする。

記

転用申請に係る土地 美濃加茂市 町

| 大字(丁目) | 字 | 地番 | 台帳地目 | 面積 m ² | 転用目的 |
|--------|---|----|------|-------------------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- 乙は上記土地内に、給水栓又は給水管その他の土地改良施設がある場合には、甲、丙及び隣地所有者との協議のうえこれらの施設を撤去又は移設するものとする。
- 乙は上記1について転用許可後、造成その他の工事施工時に実施するものとし、施設の撤去完了届（移設＝改築の場合は改築申請）を甲に提出するものとする。
- 乙は、工事施工に伴い道路・水路を含む土地改良施設をき損した場合には、すみやかに原形に復するものとする。
- 前3項の場合及びその他土地改良施設の保全について必要があると認められる場合において、甲は乙に対し地区除外等処理規程第3条の規定により、文書をもって指示をし、乙は甲に対し確約書を提出するものとする。
- その他、特に必要がある場合には、甲乙丙三者の間において協議するものとする。

上記協定の証として、文書3通を作成し甲乙丙それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 理事長 (印)

乙 譲渡者 住所 (貸渡者) (申請者) 氏名 (印)

譲受者 住所 (借受者) 氏名 (印)

丙 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 工（管理）区 分区長 (印)

工（管理）区長 (印)

管理等に関する協定書

農地転用等の通知に係る下記の土地について、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区（以下「甲」という）と転用組合員並びに転用事業者（以下「乙」という）及び美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 工（管理）区（以下「丙」という）との間において次のとおり協定を締結するものとする。

記

転用申請に係る土地 美濃加茂市 町

| 大字(丁目) | 字 | 地番 | 台帳地目 | 面積 m ² | 転用目的 |
|--------|---|----|------|-------------------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

1. 乙は上記土地内に、給水栓又は給水管その他の土地改良施設がある場合には、甲、丙及び隣地所有者との協議のうえこれらの施設を撤去又は移設するものとする。
2. 乙は上記1について転用許可後、造成その他の工事施工時に実施するものとし、施設の撤去完了届（移設＝改築の場合は改築申請）を甲に提出するものとする。
3. 乙は、工事施工に伴い道路・水路を含む土地改良施設をき損した場合には、すみやかに原形に復するものとする。
4. 前3項の場合及びその他土地改良施設の保全について必要があると認められる場合において、甲は乙に対し地区除外等処理規程第3条の規定により、文書をもって指示をし、乙は甲に対し確約書を提出するものとする。
5. その他、特に必要がある場合には、甲乙丙三者の間において協議するものとする。

上記協定の証として、文書3通を作成し甲乙丙それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 理事長 (印)

乙 譲渡者 住所 (貸渡者) (申請者) 氏名 (印)

譲受者 住所 (借受者) 氏名 (印)

丙 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 工（管理）区 分区長 (印)

工（管理）区長 (印)

農業用給水施設の撤去（閉塞）工事完了届

令和 年 月 日

美濃加茂市木曾川右岸用土地改良区
理事長 あて

届出人（転用事業者・施工業者・代理人）

住所

氏名

㊞

令和 年 月 日付け、岐阜県指令可農林第 号により農地法第 条の許可
を受けた下記土地の農業用給水施設を撤去（閉塞）する工事については、令和 年 月 日
完了したので届け出ます。

記

1. 土地の所在 美濃加茂市 町

| 大字（丁目） | 字 | 地番 | 転用前 地目 | 面積 m ² | 備考 |
|--------|---|----|-----------|-------------------|----|
| | | | | | |

2. 添付書類 現場案内図（工事箇所を明示）及び着工前・工事中・完成後の写真

※届出における注意事項

- (1) この届出書は、転用許可後に工事を実施されるまで保管し、完了後に提出してください。
- (2) 給水施設の撤去（閉塞）にあたり、管水路（パイプライン）では、農業用水の止水が必要となりますので、事前に地元工（管理）区及び市土地改良区と日程協議してください。
- (3) 隣接又は周辺農地と共同利用している給水施設は、転用許可地外への移設（改築）となりますので、隣接者とも協議のうえ市土地改良区へ別途手続きをしてください。

